

桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策
第三者委員会が行った聞き取り調査結果

令和 8 年 9 月 28 日

(目 次)

第 1	群馬県職員からの聞き取り調査（先進事例）	1
1	県土整備部契約検査課職員.....	1
第 2	事件関係者からの聞き取り調査.....	3
1	市職員 A.....	3
2	市職員 B.....	5
3	前副市長.....	7
第 3	公用携帯を使用している各課からの聞き取り調査.....	9
1	地域福祉課長.....	9
2	土木課長.....	10
3	浄水課長.....	11

第1 群馬県職員からの聞き取り調査（先進事例）

1 県土整備部 契約検査課職員

（1）聞き取りの概要

聞き取り実施日；令和8年8月18日

実施場所；桐生市役所内会議室

聞き取り参加者；県土整備部 契約検査課職員2名

（2）聞き取りした経緯

令和8年7月1日（水）に行われた第三者委員会第2部において、事件関係者からの聞き取り調査について協議したところ、再発防止の観点から「総合評価落札方式のガイドライン等を作成している群馬県の先進的な取組を学ぶのはどうか」といった意見があったことから群馬県に聞き取りを依頼した。

（3）聞き取りした事実の概略「群馬県の入札業務について（公共工事関係）」

ア 基本的な考え方

（ア）公正な競争の促進

品質確保、競争性・透明性の確保、適切な参加資格の設定を重視。

（イ）公共工事の適正施工と品質確保

施工能力のある企業の選定、技術力の評価、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という。）の理念の実現。

（ウ）地域建設業の育成

県内企業の受注機会確保、災害対応力の維持、地域インフラの担い手確保。

◇ 入札制度は単なる価格競争ではなく、「品質確保」や「地域の守り手である建設業の維持」も意識して運用している。

イ 群馬県総合評価落札方式活用ガイドライン

- (ア) 品確法に基づく理念的な部分を示したもの。
- (イ) 技術力と価格のバランスを考慮し、「標準型」「簡易型」「超簡易型」の3種類を設定。
- (ウ) 学識経験者からの意見聴取を義務付けて透明性を確保。

ウ 群馬県が総合評価落札方式で評価したいもの

- (ア) 品質確保：優良な施工実績、技術力、施工計画など。
- (イ) 災害対応力の向上：BCP実績、災害時の地域貢献実績など。
- (ウ) 建設産業の担い手確保：技術者育成やCCUSなど。
- (エ) 地域建設業の育成：地域活動参加や県内企業の下請活用など。

◇ 総合評価落札方式は単なる落札者決定制度でなく、群馬県の政策課題解決の仕組み。

エ 公募型プロポーザル方式

- (ア) 業務委託のうち、創造性や高度な提案力が求められる業務について活用している。
- (イ) 価格だけでは評価できない業務については、業務の内容や性質に応じ、プロポーザル方式や総合評価落札方式等を活用している。

オ 群馬県が制度運用で重視していること

- (ア) 評価基準の公表
- (イ) 複数人評価
- (ウ) 学識経験者意見聴取
- (エ) 評価結果の公表

◇ 総合評価落札方式を単なる落札者決定手法ではなく、品質確保と説明責任を両立させるための仕組みとして運用している。

第2 事件関係者からの聞き取り調査

1 市職員A

(1) 聞き取りの概要

聞き取り実施日；令和8年8月18日

実施場所；桐生市役所内会議室

聞き取り参加者；市庁舎建設業務に関わった市職員1名

(2) 聞き取りした事実の概略

今回の事件に関係する令和2年から令和4年の期間において、市庁舎建設業務に関わった市職員Aに対し、聞き取り調査を行った。

<聞き取り事項1>

令和2年の桐生市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託公募型プロポーザル審査におけるC設計会社（落札業者）との勉強会の開催に関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項1への回答概要>

- ・勉強会については、前副市長から「C設計会社の営業に同席してほしい」と言われて参加しただけで、細かい庁舎に関する説明をされるとは思っていなかった。
- ・面会が始まってから面会趣旨に疑問を感じたが、前副市長の手前、途中で話を止めることができなかった。

<聞き取り事項2>

前副市長からの働きかけに関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項 2 への回答概要>

- ・同プロポーザル審査の数日前に副市長室に呼ばれ、「C 設計会社がいいでしょう」と会話の中で言われた記憶がある。
- ・審査当日にプレゼンテーションを聞いた結果、「自分自身も C 設計会社が一番良い」と感じた。

<聞き取り事項 3 >

同審査における採点に関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項 3 への回答概要>

自分以外の委員が各設計会社に何点付けたかわからないようになっていたが、前副市長は全委員の採点結果を決裁等で把握できる立場にあると考えていた。

<聞き取り事項 4 >

今回のような不祥事が発生した主な原因及び今後の再発防止策に関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項 4 への回答概要>

- ・事件の原因については、前副市長が業者等の接触に関して市職員とは違った感覚を持っていたことが考えられる。
- ・再発防止については、今回のように一業者を優遇するような営業を受けないことだと思う。

2 市職員B

(1) 聞き取りの概要

聞き取り実施日；令和8年8月18日

実施場所；桐生市役所内会議室

聞き取り参加者；市庁舎建設業務に関わった市職員1名

(2) 聞き取りした事実の概略

今回の事件に関係する令和2年から令和4年の期間において、市庁舎建設業務に関わった市職員Bに対し、聞き取り調査を行った。

<聞き取り事項1>

令和2年の同プロポーザル審査において、各委員が採点した採点表の取扱いに関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項1への回答概要>

- ・採点表は、各設計会社のプレゼンテーションが終わるごとに回収された記憶があるので、委員による修正等の改ざんは不可能である。
- ・前副市長は、最高得点者がどの設計会社になったか報告を受けるだけなので前副市長による改ざんも不可能である。

<聞き取り事項2>

令和2年当時の営業活動に関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項2への回答概要>

当時は、様々な業者が営業活動に来ていたが、特定の業者に肩入れするようなことのないよう厳しく律しながら対応していた。

<聞き取り事項 3>

C設計会社が新本庁舎建設工事において重要な役割を担えた理由に関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項 3 への回答概要>

合併特例債の活用期限である令和 7 年度末までに確実に新本庁舎を完成させるためには、市職員だけでは対応が困難であることが見込まれたことから、本市の新本庁舎建設に係るコンセプトを理解し、専門的知見を有する C 設計会社の支援が必要と判断した。

<聞き取り事項 4>

今回のような不祥事が発生した主な原因及び今後の再発防止策に関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項 4 への回答概要>

- ・事件の原因については、前副市長が業者との接触などに関して、市職員とは異なる倫理観を持っていたからだと思う。
- ・再発防止策については、営業活動をある程度ルール化する必要もあると感じている。

3 前副市長

(1) 聞き取りの概要

聞き取り実施日；令和8年9月7日

実施場所；桐生市内公共施設

聞き取り参加者；前副市長

(2) 聞き取りした事実の概略

今回の事件に関係する令和2年から令和4年の期間において、市庁舎建設業務の責任者として関わった前副市長に対し、聞き取り調査を行った。

<聞き取り事項1>

D県議からの依頼を断われなかった理由に関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項1への回答概要>

D県議には、桐生市と群馬県のパイプ役として尽力してもらっており、市議会議員の先輩ということもあり、無下にはできなかった。

<聞き取り事項2>

C設計会社との勉強会を開催した理由、秘密事項として開催したのかに関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項2への回答概要>

勉強会の開催については、公告前なら問題ないとの認識から安易に行ってしまったが、今になってみれば、自分の認識が甘く、うかつなことをしてしまったと感じている。

<聞き取り事項 3>

副市長を指導、監督する立場にある人の有無に関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項 3 への回答概要>

直接的な監督者とすれば副市長の上にいるのは市長しかいない。

<聞き取り事項 4>

今回のような不祥事が発生した主な原因及び今後の再発防止策に関して質問した結果は、概略すると次のとおりであった。

<聞き取り事項 4 への回答概要>

- ・大きな背景として、市の財政的負担を軽減するため、合併特例債を活用し、令和 7 年度末までに何としても新庁舎を建設しなければならないという強いプレッシャーがあった。
- ・事件の原因については、自分自身が公務員出身の副市長ではなかったため、業者など利害関係者との接触に関する認識が甘かったと後悔している。
- ・再発防止策については、公務員出身でない者が副市長などの特別職に就任する場合には、就任時に公務員倫理や桐生市職員に関する条例等の説明が必要であると感じた。

第3 公用携帯を使用している各課からの聞き取り調査

1 地域福祉課長

(1) 聞き取りの概要

聞き取り実施日；令和8年8月18日

実施場所；桐生市役所内会議室

聞き取り参加者；地域福祉課長

(2) 聞き取りした経緯

令和8年7月1日（水）に行われた当第三者委員会の第2部において、事件関係者の聞き取りについて協議したところ、令和8年4月に当委員会が実施した職員アンケートで約17%の職員が「過去を含めて業務上の関係者と個人の携帯を利用していた」という結果を受け、再発防止策の観点から、その対策として既に取り組が始まっている「公用携帯の運用状況について確認したい」という意見があったことから、桐生市で公用携帯を使用している担当課に現状の使用状況等について聞き取りを行った。

(3) 聞き取りした事実の概略

ア 地域福祉課における携帯電話の取り扱い

(ア) 公用携帯（1台）

- ・平日夜間は保護係長が保有し、宿直から連絡が入った場合に対応する。

- ・土日祝日は当番制で保護係員が保有し、宿日直から連絡が入った場合に対応する。

- ・原則、夜間・週休日の連絡は「翌勤務日の対応とする」方針で宿日直から相手方に回答させるが、緊急を要すると判断される場合は、対応者が係内LINEグループに案件を投稿して情報の共有・収集を図りながら、公用携帯の使用、また

は、市役所に出勤して対応する。

(イ) 個人携帯の場合

- ・原則、平日の業務中は公用携帯・個人携帯ともに使用せず、執務室の固定電話を使用する。
- ・土日祝日の当番職員が公用携帯で応答できない場合は、保護係長あてに宿日直から連絡が入る。
- ・日中の外出時、関係機関に至急連絡をとる必要が生じた場合、個人携帯を使用する。
- ・原則、夜間・週休日の連絡は「翌勤務日の対応とする」方針で宿日直から相手方に回答させるが、緊急を要すると判断される場合は、対応者が係内LINEグループに案件を投稿して情報の共有・収集を図りながら、個人携帯の使用、または、市役所に出勤して対応する。

2 土木課長

(1) 聞き取りの概要

聞き取り実施日；令和8年8月18日
実施場所；桐生市役所内会議室
聞き取り参加者；土木課長

(2) 聞き取りした経緯

同上

(3) 聞き取りした事実の概略

イ 土木課における携帯電話の取り扱い

(ア) 公用携帯（2台）

- ・主には平日勤務時間内の現場巡視の際に携帯して使用。

- ・土日祝日、平日夜間には、土木課内に置いてある公用携帯を取りに行ってから現場巡視を行う場合もある。
- ・現場状況を課内ＬＩＮＥグループで投稿して情報の共有を図る。
- ・平日通常勤務時間内において業者対応が必要となる場合には、「庁内」の電話より電話連絡することで対応している。
- ・平日夜間や土日祝日には、公用携帯から直接業者連絡を行うこともある。

（イ）個人携帯の場合

- ・土日祝日は電話当番制（係長及び担当）。
- ・平日夜間の電話当番は各係長。
- ・原則当番者が対応するが、倒木や事故などの緊急時で当番者だけでは対応できない場合には、課内ＬＩＮＥグループで状況を投稿して対応可能者で対応する。
- ・業者対応が必要となる場合には、「庁内」の電話より電話連絡することで対応している。

3 浄水課長

（１）聞き取りの概要

聞き取り実施日；令和８年８月１８日

実施場所；桐生市役所内会議室

聞き取り参加者；浄水課長

（２）聞き取りした経緯

同上

(3) 聞き取りした事実の概略

ウ 浄水課における携帯電話の取り扱い

(ア) 公用携帯（12台）

- ・平日勤務時に課内の内線電話や現場巡視、不具合報告、業者打合せのために使用。
- ・土日祝日、平日夜間は、各係内に置いてある公用携帯電話を取りに行ってから現場に向かう。
- ・公用携帯の内訳は、元宿浄水係7台、水質センター3台、工務課2台。工務課へは漏水等によって2課で対応時に必要なため貸し出している。

(イ) 個人携帯の場合

- ・土日祝日は運転管理委託業者から係長または担当に連絡。
- ・平日夜間は運転管理委託業者から係長または担当に連絡。
- ・基本的に使用しないが、緊急的な対応や公用携帯電話を他の職員が使用しているときは個人携帯を使用することになる。